

第4章 関係地域の範囲

4.1 関係地域の範囲

本事業の実施により、環境に影響を及ぼすおそれのある関係地域の範囲は、東京中部間直流幹線の長野側起点となる松本市奈川（野麦峠付近）から東筑摩郡朝日村の東京電力新信濃変電所までの対象事業実施区域から図 2.2.2-1 に示す 2.0km の範囲とする。